17　法第四十条の四第四項第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が有する同号に規定する船舶又は航空機（同号に規定する対価の額に係るものに限る。次項及び第十九項において「船舶等」という。）に係る当該事業年度の償却費の額のうち法人税法第三十一条の規定の例に準じて計算した場合に算出される償却限度額に達するまでの金額とする。

18　法第四十条の四第四項の居住者は、前二項の規定にかかわらず、特定外国子会社等が有する特許権等又は船舶等に係る当該事業年度の償却費の額として当該特定外国子会社等の第二十五条の二十第二項に規定する本店所在地国の法令の規定により当該事業年度の損金の額に算入している金額（その特許権等又は船舶等の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の損金の額に算入されたものがある場合には、当該金額を控除した金額）を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額として償却する方法を用いて計算されたものについては法人税法第三十一条の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額）をもつて法第四十条の四第四項第六号又は第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

19　その特定外国子会社等が有する特許権等若しくは船舶等に係る償却費の額の計算につき第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受けた居住者がその適用を受けた年分の翌年分以後の各年分において当該償却費の額の計算につき前項の規定の適用を受けようとする場合又はその特定外国子会社等が有する特許権等若しくは船舶等に係る償却費の額の計算につき同項の規定の適用を受けた居住者がその適用を受けた年分の翌年分以後の各年分において当該償却費の額の計算につき第十六項若しくは第十七項の規定の適用を受けようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

20　法第四十条の四第五項第一号に規定する政令で定める金額は、同条第四項に規定する特定所得の金額に係る同項第一号に規定する剰余金の配当等の額の合計額、同項第二号に規定する債券の利子の額の合計額、同項第三号に規定する差益の額の合計額、同項第四号に規定する株式等の譲渡に係る同号に規定する対価の額の合計額、同項第五号に規定する債券の譲渡に係る対価の額の合計額、同項第六号に規定する特許権等の同号に規定する使用料の合計額及び同項第七号に規定する船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額を合計した金額とする。

第二十五条の二十二の二第六項を同条第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11　法第四十条の四第四項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の株式等の取得価額を基礎として第五項に規定する移動平均法に準じて算出したその株式等の一単位当たりの帳簿価額に、その譲渡（同号に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした株式等（同号に規定する対価の額に係るものに限る。）の数を乗じて計算した金額とする。

12　法第四十条の四第四項の居住者は、前項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の株式等の取得価額を基礎として第六項に規定する総平均法に準じて算出したその株式等の一単位当たりの帳簿価額に、その譲渡をした株式等（法第四十条の四第四項第四号に規定する対価の額に係るものに限る。）の数を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

13　第七項の規定は前二項に規定する株式等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定について、第八項の規定はその株式等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合について、それぞれ準用する。

14　前三項の規定は、法第四十条の四第四項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第二十五条の二十二の二第五項中「（買入消却を含む。）」を削り、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「おける帳簿価額」を「会計帳簿に記載された金額」に、「直前における総資産の帳簿価額」を「償還の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　法第四十条の四第四項第三号に規定する差益の額は、銘柄を同じくする債券（以下第七項までにおいて「同一銘柄債券」という。）の償還（買入消却を含む。以下この項、次項及び第九項において同じ。）を受けるごとに、その償還金額（同号に規定する償還金額をいう。次項において同じ。）が、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の債券の取得価額を基礎として移動平均法（債券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄債券の取得をする都度その同一銘柄債券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘柄債券の取得価額との合計額をこれらの同一銘柄債券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により算出したその同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額にその償還を受けた同一銘柄債券の数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額をもつて法第四十条の四第四項第三号に規定する差益の額とすることができる。

6　法第四十条の四第四項の居住者は、前項の規定にかかわらず、同一銘柄債券の償還を受けるごとに、その償還金額が、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の債券の取得価額を基礎として総平均法（債券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄債券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄債券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄債券の取得価額との合計額をこれらの同一銘柄債券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により算出したその同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額にその償還を受けた同一銘柄債券の数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額をもつて法第四十条の四第四項第三号に規定する差益の額とすることができる。

7　前二項に規定する同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、債券の種類ごとに選定するものとする。

8　法第四十条の四第四項の居住者は、その債券につき選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

第二十五条の二十九第二項中「特定所得の金額（法第四十条の七第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第二十五条の二十二の二第二項に規定する源泉税等の額があるとき」を「法第四十条の七第四項第一号に規定する政令で定める日」に改め、同条第三項中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号」を「及び第二号」に、「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「金額（当該」を「金額（「に改め、「法人所得税」の下に「（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　法第四十条の七第四項第六号及び第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が有する特許権等（同項第六号に規定する使用料に係るものに限る。次項において同じ。）又は船舶若しくは航空機（同条第四項第七号に規定する対価の額に係るものに限る。次項において「船舶等」という。）に係る償却費の額につき、第二十五条の二十二の二第十六項又は第十七項の規定の例により計算した金額とする。

11　第二十五条の二十二の二第十八項及び第十九項の規定は、特定外国法人が有する特許権等又は船舶等に係る償却費の額につき、前項の規定により同条第十六項又は第十七項の規定の例により計算する場合について準用する。

12　法第四十条の七第五項第一号に規定する政令で定める金額は、第二十五条の二十二の二第二十項の規定の例により計算した金額とする。

第二十五条の二十九第三項の次に次の五項を加える。